

岐阜県公報

第 四 百 六 号
令 和 五 年 六 月 二 十 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正	(統 計 課) 二八〇 ^ペ 〇
医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地 域 福 祉 課) 二八〇
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同) 二八〇
指定医療機関の廃止の届出	(同) 二八〇
指定訪問看護事業者等の廃止の届出	(同) 二八一
指定医療機関の名称の変更の届出	(同) 二八一
医療機関の指定辞退	(同) 二八一
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同) 二八二
指定介護機関の廃止の届出	(同) 二八二
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同) 二八三
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	(選 挙 管 理 委 員 会) 二八四
個人演説会等を開催することができる施設の指定	(同) 二八五
公安委員会告示	
地域交通安全活動推進委員の委嘱	(交 通 企 画 課) 二八五

公 示

土地改良区の設立の適當の決定
県営土地改良事業計画の変更の決定

(農 地 整 備 課) 二八六
(同) 二八六

告 示

岐阜県告示第二百六十一号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第二百四十号）の一部を次のように改正し、令和五年六月三十日から適用する。

令和五年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

「岐阜県転入転出理由実態調査」を「岐阜県転入転出理由実態調査 障がい児・者の運動・スポーツ実施状況調査」に改める。

岐阜県告示第二百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東堀クリニク	本巣郡北方町若宮一の七	令和五・五・一
ユニファーマシーかわにし薬局	下呂市萩原町跡津一一三七の三	同
あおい薬局瑞浪店	瑞浪市益見町三の七	同

岐阜県告示第二百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
有限会社ひなたぼっこ	七 岐阜市下石陶史台一丁目二二六七の七	訪問看護ステーション 優	岐阜市駄知町一〇四一の五	令和五・五・一
株式会社 A n	四 瑞穂市本田八八〇の四	あん訪問看護ステーション	瑞穂市稲里三七六の二 アボロタウンス B 棟 一〇二号	同

岐阜県告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
いとろレディースケアクリニックアネックス	瑞穂市別府字堤内五ノ町二二三七の一	令和 三・ 一・ 三一
長 谷 川 医 院	多治見市上野町一の八二の二	令和 五・ 四・ 一
東堀クリニックス	本巣郡北方町若宮一の七	令和 五・ 四・ 三〇
吉田 齒 科 医 院	大垣市寺内町二の七の四	令和 五・ 三・ 一五
やまだ 齒 科 医 院	羽島市江吉良町一四一の一の三	令和 五・ 三・ 二五
大 栗 齒 科 医 院	各務原市鷺沼小伊木町二の五七	令和 五・ 三・ 三一
佐藤クリニックス	加茂郡八百津町八百津四二二八の四	同
恵那市国民健康保険山岡診療所	恵那市山岡町上手向五九五	同
むらせ 齒 科 医 院	大垣市西外側町二の二四	同
五 藤 在 宅 齒 科	羽島郡笠松町田代八五四	令和 五・ 四・ 一
久 保 田 齒 科	揖斐郡揖斐川町三輪七六八の一	同
ラフダイイチ大垣薬局	大垣市桐ヶ崎町五八 モアビル一階	令和 五・ 三・ 三一
あおい薬局瑞浪店	瑞浪市益見町三の七	令和 五・ 四・ 三〇

岐阜県告示第二百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第

十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
株式会社メディカルケア	愛知県江南市前飛保町緑ヶ丘八三番	訪問看護ステーションよつ葉	安八郡安八町東結芝原北一四のイム二一 一階二号室	令和 三・ 三・ 三一

岐阜県告示第二百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 すのまたファミリィクリニックス	大垣市墨俣町上宿八七四の一	令和 五・ 四・ 一
旧 墨俣医院		

岐阜県告示第二百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したもので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指定 辞退 年月日
 辻 村 薬 局 中津川市太田町二の四の三 令和 五・五・一

居宅介護事業者等の名称
 たる事務所所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
 在地

指定 年月日

岐阜県知事 古 田 肇

株式会社 A n 四
 瑞穂市本田八八〇番地

訪問看護

あん訪問看護ステーション

瑞穂市稲里三七六
 アポロタウンB一〇一

令和 五・五・一

同 同 介護予防 訪問看護 同

同 同

岐阜県告示第二百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和五年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
 たる事務所所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
 在地

廃 止 年月日

有限会社 ラブ 大垣市高屋町一五〇

居宅療養 管理指導

ラブダイイチ大垣薬局

大垣市桐ヶ崎町五八
 モアビル一階

令和 五・三・三一

同 同 介護予防
管理指導

岐阜県告示第二百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
令和五年六月二十日
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

旧 株式会社ユニマツトリ
タイアメント・コミュニ
ニテイ

東京都港区北青山二丁目七番一三号ブラセオ
青山ビル

認知症
対応共同
生活介護

大垣ケアセンターそよ風

大垣市久瀬川町六一
二八

令和五・四・三

新 株式会社SOYOKA
ZE

同

同

同

同

同

旧 株式会社ユニマツトリ
タイアメント・コミュニ
ニテイ

東京都港区北青山二丁目七番一三号ブラセオ
青山ビル

通所介護

土岐ケアセンターそよ風

土岐市肥田浅野元町二
一六

令和五・四・三

新 株式会社SOYOKA
ZE

同

同

同

同

同

同

同

短期入所
生活介護

同

同

同

同

同

通所介護
介護予防

同

同

同

同

同

短期入所
生活介護

同

同

同

同

同

介護予防
生活介護

同

同

同

土 岐 市	46,235	15,412
各 務 原 市	120,081	40,027
可 児 市	93,123	31,041
山 県 市	21,728	7,243
瑞 穂 市	43,733	14,578
飛 騨 市	19,445	6,482
本 巣 市	42,606	14,202
郡 上 市	33,089	11,030
下 田 市	25,590	8,530
海 津 市	27,763	9,255
羽 島 郡	39,407	13,136
養 老 郡	22,910	7,637
不 破 郡	27,168	9,056
安 八 郡	19,343	6,448
揖 斐 郡	54,209	18,070
加 茂 郡	39,561	13,187

岐阜県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

令和五年六月二十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地	収容人員
七 宗 町	木の園七宗コミュニケーションセンター 交流ホール	加茂郡七宗町上麻生2125番地1	250人
	神刺コミュニケーションセンター	加茂郡七宗町神刺4525番地4	500人

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十二条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

令和五年六月二十日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

活動区域	氏 名	住 所	委嘱年月日
下呂警察署 管轄区域	日 置 裕貴子	下呂市萩原町萩原	令和五年六月二十日

公 示

土地改良区の設立の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八條第一項の規定により、次の土地改良区の設立を適当と決定したので、同条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
平尾土地改良区	平尾地区	垂井町役場	令和五・五・七・六・二〇から七・一九まで

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八條第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七條第五項の規定により公示し、当該変更後の事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
中津川東部地区	中津川市役所	令和五・五・七・六・二〇から七・一九まで

令和五年六月二十日発行

発行者 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一 号

岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社